

シンポジウム「脱炭素化時代における弁護士業務のあり方」の概容

中小企業法律支援センター 委員 松本 泉

1 はじめに

2023年11月17日、当会の公害・環境特別委員会と中小企業法律支援センターは、「脱炭素化時代における弁護士業務のあり方～サプライチェーンマネジメントの重要性と弁護士業務～」と題した合同シンポジウムを開催しました。当日は、オンライン参加も含め約50名もの方にご参加を頂き、大変盛況な会となりました。本稿におきましては、当日の議論の概要を報告させて頂きたいと思っております。

2 シンポジウムの概要

(1) 第1部（桑原氏による基調講演）

第1部におきましては、一般社団法人電気安全環境研究所電気製品安全センター副所長、GCNJサプライチェーン分科会普及促進タスクチームリーダーの桑原崇氏より、人権・環境問題にかかるサプライチェーン問題の近時の動向等についてご講演を頂きました。



桑原氏による基調講演

まず、SDGsの背景として、1999年にコフィ・アナン国連事務総長（当時）によって提唱され、現在までに世界約170カ国、23,800を超える企業・団体が署名している国連グローバル・コンパクト（GC）の概要をご説明頂き、この日本組織であるグローバル・

コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）が、人権デュー・デリジェンス（DD）マニュアルなど多くの有用な資料を作成・公表していることをご紹介します。

また、企業のサプライチェーン（注：原材料・部品の調達

から製品の販売に至るまでの一連の流れ）上における温室効果ガス排出量算定・報告の範囲に関する、スコープ1（自社が所有・支配する施設からの直接排出）、スコープ2（他社から供給された電気・熱・蒸気を使うことによる間接排出）、スコープ3（自社のバリューチェーンからの排出）の区分をご説明頂いた上で、近年は多くの海外企業がスコープ3まで含めたカーボンニュートラル目標を設定しており、日本企業にもこうした取組みを促していかないと、海外企業との取引から排除されてしまうリスクがある旨のお話を頂きました。

(2) 第2部（パネルディスカッション）

その後、第2部におきましては、第1部でご講演頂いた桑原氏に加え、株式会社りそなホールディングスグループ戦略部サステナビリティ推進室の北條茉実氏、TSUCHIYA株式会社上級執行役員の児玉孝哉氏、真和総合法律事務所の高橋大祐弁護士（第一東京弁護士会）にご参加頂き、当会の横手聡会員（公害・環境特別委員会SDGs部会部会長）がコーディネーターを務め、パネルディスカッションを実施しました。

ア サプライチェーン管理に関する課題

最初に各参加者から、サプライチェーン管理に関する課題についてお話を頂きました。桑原氏からは、海外ではこうしたサプライチェーン管理に中小企業も積極的に参加しているのに対し、日本ではまだまだ大企業の問題と捉えられがちであり、如何に中小企業にも問題意識を持ってもらうかが課題との問題提起を頂きました。

北條氏からは、りそなグループの取引先の多くは中小企業であるところ、金融機関のスコープ3の中に含まれる、融資先である中小企業の方に問題意識を持ってもらうため



パネルディスカッション

左から、当会の横手会員、桑原氏、北條氏、児玉氏、及び高橋弁護士

には、①意識の壁、②サプライチェーンの壁、③コスト負担の壁、④イノベーションの壁、の4つの壁を乗り越える必要があるとのお話がありました。特に②については、下請先は多くのケースでメッシュ型に入り組んでいるという、サプライチェーン全体を把握することの困難さについて分かりやすくご説明頂きました。また、金融機関からの立場として、温室効果ガスの排出量削減等の目標の達成状況に応じて金利等の融資条件が変動するサステナビリティ・リンク・ローンが活用するためには、外部評価機関から評価書を取得しなければならないところ、そのためには相応の費用がかかるため、現実には中小企業にとって利用しづらいものとなっているとのお話もありました。

イ 最近のトレンド

次にサステナビリティ（持続可能性）に関する最近のトレンドとして、高橋弁護士より、温室効果ガスの排出が人権問題であると判断したオランダの最高裁判決を踏まえ、これは決してオランダだけの話ではなく、これからは気候変動も人権問題であると捉えて適切なアドバイスを行う役割が弁護士に求められている旨のお話がありました。また、関係主体の行動変容を促すためには取組みのメリットを示すことが一つの鍵になると思われるところ、桑原氏より、欧米企業の調達においては気候変動の取組みを行うことが調達条件に含まれるようになってきており、「ビジネスを続けるためにサステナビリティの取組みが必要である」というストーリーが大事になってくるというご示唆がありました。

また、北條氏からは、従業員を確保するに際して、若い世代に対し、サステナビリティに取り組んでいることを示すことが大事になってきているとのお話がありました。そして、その背景として、経済的価値だけでなく、社会的価値を重視する価値観の変容があるのではないかとのご指摘頂きました。児玉氏からも、最近の新入社員は、経営層の世代よりも遥かに環境意識が高く、大学に講演に行く際にSDGsのバッジを付けていると必ずSDGsの質問を聞かれる、との実例もお示し頂きました。

ウ 弁護士・弁護士会への期待

桑原氏から、近年、サプライチェーン管理のために取引先に質問票が送られるようになってきているところ、こうした質問票への回答を単なるアリバイ作りのためではなく、実際に中小企業の経営を変えていくきっかけとして活用していくという視点が大事とのお話がありました。その上で、弁護士に対しては、問題が発覚した後ではなく、こうした質問票への回答に際して未然防止の観点から関与してほしいとの期待が示されました。

また、北條氏からは、科学的知見と整合した温室効果ガス排出削減目標の設定（SBT）に関して、中小企業版SBTの取得を中小企業に促していくことも一案だとのお話がありました。これに関し、児玉氏からも、弁護士からSBTの取得を促していくことは有益ではないかとのご示唆がありました。

3 おわりに

近年、SDGsがビジネスにおいて急速に普及する中、自社のみならず、取引先をはじめとするサプライチェーン全体において、人権を尊重し環境に配慮する取組みが求められるようになっており、こうした動きは中小企業にとっても他人事ではありません。本シンポジウムが、こうした近年の動きに対する認知度を高める一助となりましたら幸いです。



当会の湊信明会員による閉会のあいさつ

2023年度 外国人支援団体との交流会報告

外国人の権利に関する委員会 委員長 林 純子 (68期) 副委員長 桐本 裕子 (70期)
副委員長 有園 洋一 (72期) 委員 金 竜介 (46期)

1 外国人支援団体との交流会

2023年12月1日に、毎年恒例の外国人支援団体との交流会が開催された。2023年は新型コロナウイルス感染症の影響で自粛されていた懇親会を4年ぶりに開くことができた。40名以上の方にご参加いただき、懇親会は大々的なものではなかったが、参加者同士の会話に花が咲いた。新たな人脈形成につながる有意義な会であった。

2 全体講演会

「難民（申請者）と日本社会の共創」

（桐本裕子副委員長）

全体講演会では、NPO法人 WELgee（ウェルジー）理事 山本菜奈氏から「難民（申請者）と日本社会の共創」という内容をご講演いただいた。

WELgeeは、難民申請者が自らの経歴や知見、能力などを生かし日本企業で働くためのプログラムを提供する団体である。難民申請者を社会課題でなく、社会課題と一緒に解決する仲間と考える。

山本氏からは、難民申請者が日本の労働市場で能力を活かすためには、自身の経歴や関心を紐解いて、実務経験がない領域も含めて、幅広い選択肢の中で挑戦することが重要であるご指摘いただいた。そのうえで、WELgeeが提供するプログラムの内容（育成事業、職員によるメンタープログラム、難民申請者のスキル開発、就労伴走支援等）をご紹介いただき、実際に難民申請者が日本語を使って日本企業に就職し、当該企業内で不可欠な存在になっている事例



全体講演会

をお話しいただいた。

難民申請者は、「支援」の対象と考えられがちだが、WELgeeは、その人の能力や活力を活かして、日本社会を共創する体制づくりを目指している。WELgeeの取り組みは、今後、我々が外国籍の方とどのように日本社会を形成するかを考えるうえで大変勉強になった。

3 第1分科会

「校則と差別（差別的指導を中心に）」

（林 純子委員長）

第1分科会では、「校則と差別（差別的指導を中心に）」をテーマに、外国にルーツを持つ子どもたちが学校で直面する問題などについて意見交換を行った。外国のルーツに直結する身体的特徴や文化的側面などを否定・軽視されると、子どもがアイデンティティ・クライシスに陥ったり、外国にルーツを持つ親との関係が悪化することもあるため、

学校側が子ども一人ひとりのルーツや多様性を尊重する姿勢をもつことが必要であることが指摘された。

また、子どもたちは、学校外においても、電車の中で自分の隣だけ誰も座ろうとしないという経験や、他人からジロジロ見られる経験をしたり、「外国人」「ハーフ」などとレッテルを貼られて傷ついたりしており、それらについて、「気にしすぎ」などと言わずに、まずは周囲の大人がきちんと受け止めることが重要であることが確認された。さらに、「ブラック〇〇」や「〇〇難民」という言葉は、アフリカ系や難民の子どもたちを傷つける表現であるので避けるべきことも指摘された。

この分科会を通して、外国にルーツを持つ子どもたちが直面している問題を知り、差別をなくす必要性を再確認することができた。

4 第2分科会 「難民及び補完的保護対象者の 就職先について」

(有園洋一副委員長)

第2分科会では、「難民及び補完的保護対象者の就職先について」をテーマに、難民として認定された後も、就労先が定まらず、生活を築いていくことが難しい人がそもそも多いことに鑑み、新たに開始された補完的保護制度による保護対象者なども増える中、今後どのように就職先を確保すべきか、という問題意識を起点に意見交換が行われた。

支援者からは、この問題に加えて、難民申請者の中で就労許可がない人々、そもそも居住生活する場所がなく公園で過ごす人々が増えていることなどの事実が報告され、民間支援では人的・物的な限界があるため、難民等の人々に対する公的支援の検討が急務であるという認識が示された。

また、このような状況でどのような提案が可能か、という話題のなかでは、取り壊し予定となっている公営住宅を住宅として供給した例や、自治体が住宅を借り上げてグループホームを立ち上げた例などが紹介され、その他、民間主導で行ってきた取り組みを自治体に紹介して公的支援の実例をつくり、自治体の例から政策として国に提案していくスキームも考えられる、といった提案もされた。

支援者との意見交換を通じ、難民支援の現状と課題を共有することができる、貴重な機会であった。

5 第3分科会 「ヘイトクライム ～関東大震災から100年～」

(金 竜介委員)

第3分科会では、2023年が関東大震災100年であることから「ヘイトクライム～関東大震災から100年～」について話し合われた。

大震災による犠牲者10万5千人の内、1～数%にあたることされる朝鮮人虐殺事件について弁護士が解説し、朝鮮人に対する差別意識が根底にあったこと、歴史的事実であるにもかかわらず、否定・擁護する意見が堂々と語られる現状、ウトロ放火事件、名古屋韓国学校放火事件、京都国際学園放火事件などのヘイトクライムが相次いでいる背景について意見交換が行われた。

参加者からは、ヘイトスピーチがヘイトクライムに発展することが指摘され、重大な犯罪行為の素地となるヘイトスピーチを禁止することやヘイトクライムを法律で規定することが必要であるとの発言が積極的になされた。

社会全体でヘイトクライムを止めるための制度の構築が重要であるとの見解で参加者の意見が一致した分科会であった。